

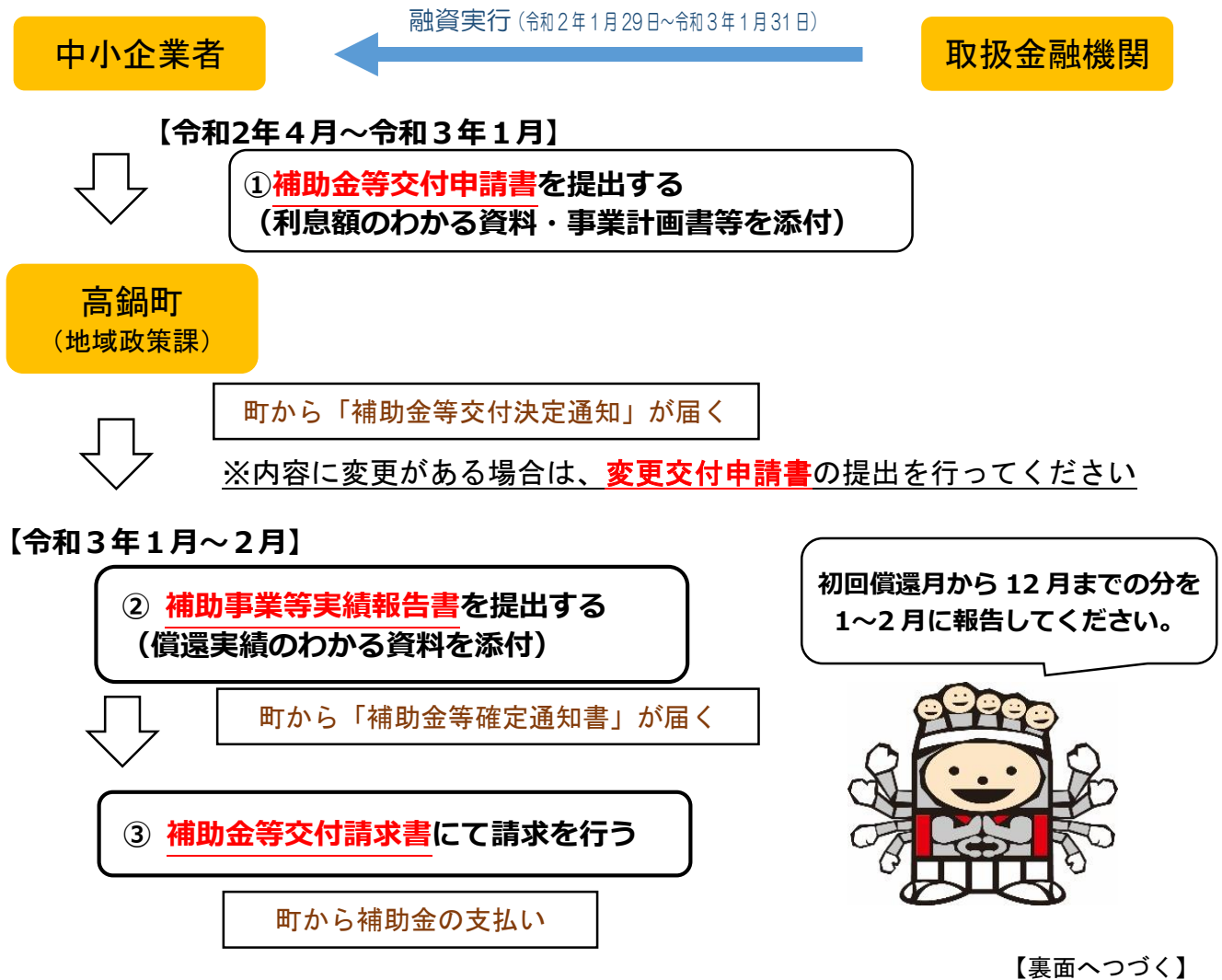
# 高鍋町新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補給補助金

## 手続きの流れ

高鍋町では、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業者の資金繰りに対して、**最長3年間の利子補給**を行います。

対象者	■新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年1月31日(日)までに下記の融資制度を利用された方 (※融資総額2,000万円までの運転資金に限る) ■町内で事業を営む方で、町税の滞納がない方
利子補給対象融資制度	■宮崎県中小企業融資制度「新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付」 ■「小規模事業者経営改善資金融資(新型コロナウイルス対策マル経)」 ■「新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変対策特別貸付」 ※振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員に限る
補給対象期間	■初回償還月(据置期間を含む)から3年間
補助率	■100%(償還実績に基づく精算払い)

### <手続きの流れ(初年度)>



利子補給に係る補助金交付申請は、補助対象期間中、**毎年度**していただく必要があります。

次年度以降の補助金交付申請額につきましては、1月～12月までの利子額となりますので、償還計画等に基づいて算定してください。

次年度以降の手続きの流れにつきましては下記のとおりです。

## <手続きの流れ **(次年度以降)** >

中小企業者

【4月】



① **補助金等交付申請書**を提出する  
(利息額のわかる資料・事業計画書等を添付)

高鍋町  
(地域政策課)



町から「補助金等交付決定通知」が届く

※内容に変更がある場合は、**変更交付申請書**の提出を行ってください

【1月～2月】

② **補助事業等実績報告書**を提出する  
(償還実績のわかる資料を添付)

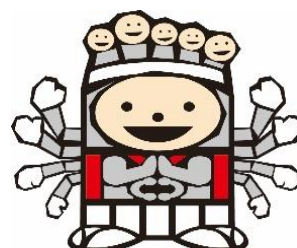


町から「補助金等確定通知書」が届く

③ **補助金等交付請求書**にて請求を行う

町から補助金の支払い

1月から12月までの分を  
1～2月に報告してください。



【お問い合わせ先】 高鍋町 地域政策課 商工観光係

Tel 0983-26-2015 Fax 0983-23-6303